

変更登録申請の手続きについて

〒950-0911 新潟市中央区笹口3丁目4番地8

新潟県行政書士会

TEL 025-255-5225

FAX 025-249-5311

行政書士法第6条の4に基づき、登録を受けた事項に変更が生じたときは、変更登録申請を行ってください。

【行政書士法第6条の4】

行政書士は、第6条第1項の規定により登録を受けた事項に変更を生じたときは、遅滞なく所属する行政書士会を經由して、日本行政書士会連合会に変更の登録を申請しなければならない。

●申請手続き・手数料

変更登録申請書2通と添付書類及び手数料4,000円を添えて、本会事務局まで提出してください。

ただし、電話番号の変更、及び住居表示の変更（区画整理等で町名、地番の変更）に伴う申請は、手数料は無償となります。

変更登録手数料振込先 【郵便振替口座】新潟県行政書士会 口座番号 00670-0-2426

事務所所在地の変更の場合は、所属支部の支部長による変更登録調査があります。

●申請書作成上の留意点

- (1) 記載には、黒色か青色のインクまたはボールペンを用いてください。
- (2) 登録番号、登録年月日、変更前の記載内容等も相違ないように記載してください。
また、変更年月日、変更事由も記載漏れのないようお願いします。
- (3) 「氏名」右側押印欄には、必ず規定の**職印を押印してください。**
- (4) 変更登録申請書の記載事項を訂正した場合は、当該申請書欄外の余白に「何字訂正」あるいは「何字削除・何字加入」と記載のうえ、**職印を押印してください。**
- (5) 「住所」は転居等による**自宅住所の変更した場合、住民票に記載されている住所とすべて同じ表記**にて記入するようにして下さい。
- (6) 「事務所の名称」欄については、平成16年7月以前に登録した会員については、事務所の名称を登録すべく「変更登録申請書」を提出しない限り、行政書士名簿の同欄はブランクのままとなります。よって、**「事務所の名称」以外で変更登録申請をされる場合に、併せて「事務所の名称」についても登録するようにして下さい。**（「事務所の名称に関する指針」参照。）

なお、事務所の名称を併せて登録する場合、行政書士証票用顔写真1枚（提出日前3ヶ月以内に撮影・縦3cm×横2.5cm）も添付してください。

- ※ ① 後で事務所の名称を登録するために変更登録申請する場合、それだけで有償となります。
② 事務所の名称を併せて登録しない場合、事務所変更に伴い再発行される証票の「事務所名称」欄は空欄となります。

- ③ 無償扱いの変更登録申請（電話番号、住居表示の変更）時に、「事務所の名称」を追加登録すると、有償扱い（変更手数料4,000円が必要）となりますので、ご注意ください。

(7) 「事務所の所在地」は事務所を移転した場合に記入してください。

●添付書類

変更の内容により、それぞれ次の書類を添付してください。

(1) 氏名変更

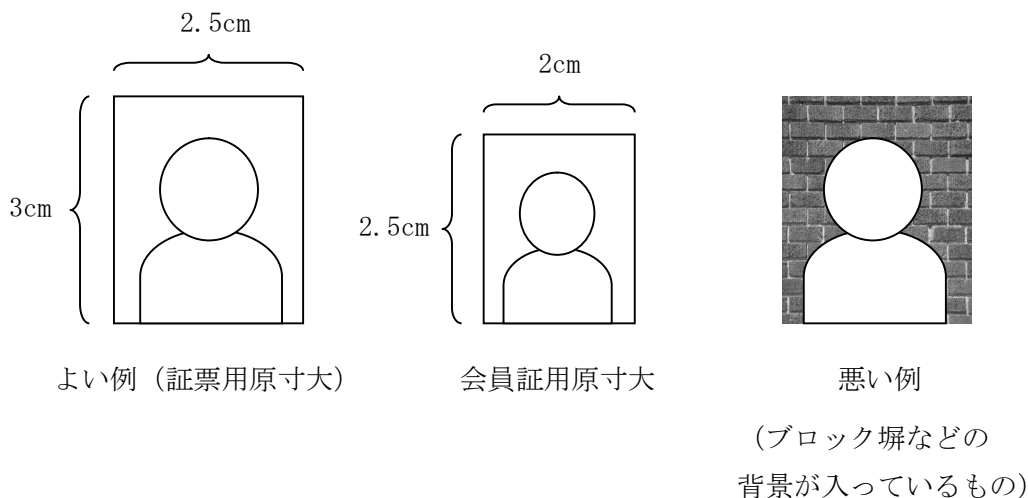
- ① 行政書士登録証：1枚
- ② 戸籍抄本（外国人は登録原票の写し又は登録原票に登録した事項に関する証明書）：1通
提出の日前3ヶ月以内に交付を受けたもの。複写機によるコピーは不可。
- ③ 顔写真：2枚（提出日前3ヶ月以内に撮影。写真プリントにて提出。カラーコピー等不可。）
縦3cm×横2.5cm……1枚（行政書士証票用）
縦2.5cm×横2cm……1枚（会員証用）

※ 新証票、新会員証交付後、旧証票及び旧会員証を事務局まで返送してください。

なお、証票を紛失等により返却できない場合は、誓約書を提出してください。

※ 背景のある写真や帽子を着用している写真は日行連の証票作成の都合上使用不可。

顔写真使用可能な例と使用不可な例



(2) 本籍変更

- ① 戸籍抄本（外国人は登録原票の写し又は登録原票に登録した事項に関する証明書）：1通
提出の日前3ヶ月以内に交付を受けたもの。複写機によるコピーは不可。

(3) 住所変更

- ① 住民票：1通（提出の日前3ヶ月以内に交付を受けたもの。複写機によるコピーは不可。）
- ② 顔写真：1枚（提出日前3ヶ月以内に撮影。写真プリントにて提出。カラーコピー等不可。）
縦2.5cm×横2cm……1枚（会員証用）

※ ただし、交付済み会員証に住所の記載がない場合は、顔写真は不要。

(4) 事務所の所在地変更

1 事務所の使用権等を確認するための書面

① 事務所とする建物が自己所有である場合

- a. 建物登記簿謄本又は家屋課税台帳登録事項証明書
(建物所有者の住所、氏名の記載があり、提出の日前3ヶ月以内に交付を受けたもの)

② 事務所とする建物が親族の所有である場合

- a. 建物登記簿謄本又は家屋課税台帳登録事項証明書
(建物所有者の住所、氏名の記載があり、提出の日前3ヶ月以内に交付を受けたもの)
- b. 建物所有者である親族から申請者に対して行政書士事務所として使用することの「使用承諾書」
- c. 建物所有者がすでに死亡して、相続登記が完了していないため当該建物の現所有者が確認できない場合は、申請者から当該建物の「評価証明書」及び当該建物納税義務者の「使用承諾書」

③ 事務所とする建物が他人の所有である場合

- a. 建物の所有者と賃貸借、使用貸借契約をする場合
1. 建物登記簿謄本又は家屋課税台帳登録事項証明書
(建物所有者の住所、氏名の記載があり、提出の日前3ヶ月以内に交付を受けたもの)
 2. 建物所有者と使用者の間で取り交わされた「貸借契約書」原本
- b. 賃貸借人から転貸借する場合
前記1、2の他に下記のもの
- ア 賃貸借人と転貸借人の間で取り交わされた「転貸借契約書」の写し、又は「使用承諾書」
- イ 賃貸借人が申請者に転貸借することについての建物所有者の「使用承諾書」

2 顔写真：2枚（提出日前3ヶ月以内に撮影。写真プリントにて提出。カラーコピー等不可。）

縦3cm×横2.5cm……1枚（行政書士証票用）

縦2.5cm×横2cm……1枚（会員証用）

※ 新証票、新会員証交付後、旧証票及び旧会員証を事務局まで返送してください。
なお、証票を紛失等により返却できない場合は、誓約書を提出してください。

3 場合によりさらに必要な書類等

a. 平面図（建物間取り図）

1. 類似士業の合同事務所等複数の事務所が同居するような場合には、当該申請者の位置が確認できる平面図。
2. 法人等の建物内に行政書士事務所を設置するような場合には、行政書士の業務を行う事務所としての独立性が確保されていないと法の趣旨に反するので、行政書士事務所としての位置、区画、入口等が明確に区分された形態となっており、内部の事務機器の配置の確認できる事務

所設置見取図。

b. 事務所の外観及び内部を示す写真

法人等の建物内に行政書士事務所を設置するような場合には、次のような写真を添付。

1. 事務所の外観（事務所のある建物全体の写真及び入口付近で表札の掲示場所を表示した写真）
2. 事務所の内部（事務機器の配置がわかる写真）

c. 申立書

建物登記簿謄本上の事務所所在地と住居表示上の事務所所在地が異なる場合提出。

d. 共同・合同事務所届出書

他の行政書士、その他の士業者と同一室内に事務所を設ける場合に提出。

（「共同・合同事務所届出について」参照）

事務所の名称に関する指針

1. 「行政書士」の明示

事務所の名称中には、「行政書士」の文言を明示すること。

日本行政書士会連合会会則第60条の2により「単位会の会員は、その事務所について、他の法律において使用を制限されている名称又は行政書士の事務所であることについて誤認混同を生じるおそれがあるものその他行政書士の品位を害する名称を使用してはならない」こととされているので、「行政書士」の事務所であることを明確にしなければならない。

2. 同一名称の使用禁止

単位会の会員（個人会員及び法人会員）は、単位会の区域内で既に行政書士名簿に登録されている個人会員の事務所の名称又は行政書士法人名簿に記載されている法人会員の事務所の名称と同一の名称を使用しないこと。

また、共同事務所についても、複数の行政書士が同一の名称を使用することは受任した業務の責任の所在が不明確となるおそれがあり、利用者に不利益をもたらす可能性があることから、同一名称を使用しないこと。

※同一名称を複数の行政書士で使用する場合には法人化すること。

ただし、次に掲げる場合についてはこの限りではない。

- (1) 個人開業行政書士が、その氏、名又は氏名を使用する場合
- (2) 行政書士法人が、その社員の氏、名又は氏名を用いる場合
- (3) 個人開業行政書士が、現に行政書士名簿に登録されている事務所の名称を当該会員が社員となって設立する行政書士法人の名称として使用する場合

3. 制限事項

- (1) 他の法律において使用を制限されている名称

① 「法律」との文言が含まれる名称は不可とする。

- (2) 他の資格と誤認されるおそれのある名称

① 他業種と誤認されるおそれのある文言が含まれる名称は不可とする。

例：「司法」「税務」等

② 行政書士個人として届け出るため、兼業者の場合であっても他資格の名称が含まれるものは不可とする。

例：「司法書士」「土地家屋調査士」「FP」（ファイナンシャルプランナーの略）等

(3) 国又は地方公共団体の機関と誤認されるおそれのある名称

① 行政の主体と誤認されるおそれのある文言が含まれる名称は不可とする。

例：「公共」「公益」等

(4) 行政書士の品位を害する名称

公序良俗に反するものは不可とする。

(5) 他者の氏、名又は氏名を使用しないこと。

他者の事務所であるとの誤認混同を生じるおそれがあるため、不可とする。

(6) 「特定行政書士」は個人の行政書士に対する一身専属性の呼称であるため、個人会員が「特定行政書士」を事務所の名称として使用することは可能だが、行政書士法人の場合、事務所の名称としてはなじまないため使用することは不可とする。

4. 行政書士法人の従たる事務所の名称

従たる事務所の名称については、主たる事務所の名称と区別するため、従たる事務所であることを示す表示（例：〇〇行政書士法人 〇〇支店、行政書士法人〇〇 〇〇事務所等）により行う。

5. 名称使用の責任

行政書士名簿登録後又は行政書士法人登記後の「事務所の名称」に関する問題は、自己責任とする。

名称によっては、商標権等の制限を受ける場合もあり得るので、自己の責任において十分に留意すること。

* 上記指針の中で単位会の区域内における同一名称の禁止をあげておりますが、当該情報については、日行連ホームページ (<http://www.gyosei.or.jp/>) に検索機能を設けてありますので、登録をご希望される場合、ここで予めご確認願います。

共同・合同事務所届出について

1. 共同事務所・合同事務所の区別

共同事務所……………行政書士が複数で、同一室内に事務所を設置する場合。

合同事務所……………行政書士が他士業者と、同一室内に事務所を設置する場合。

2. 共同・合同事務所届出の添付について

○ 登録申請者が事務所を共同・合同事務所として使用する場合には、「共同・合同事務所届出」を申請書に添付する。

3. 記載上の注意

○ 申請者の㊟は変更登録申請書の場合には、職印を押すこと。

同一の事務所設置者も職印を押すこと。

○ 2の欄には、登録申請者とともに業務を行う者の氏名、その士業名を記入すること。

○ 3の諸経費の分担方法は、事務所使用料（家賃）・光熱費等の分担方法を記入すること。